「最良執行方針」の一部改正新旧対照表

2023年10月23日(下線部分変更)

新

旧

<最良執行方針>

<最良執行方針>

2023 年 12 月 25 日 今村証券株式会社 平成 30 年 4 月 今村証券株式会社

1. 対象となる有価証券

- (1)国内の金融商品取引所市場に上場されている株券、新株予約権付社債券、ETF(上場投資信託の受益証券)及びREIT(不動産投資信託の投資証券)等で、金融商品取引法施行令第16条の6に規定される「上場株券等」
- (2) (現行どおり)
- 2. 最良の取引条件で執行するための方法

当社はお客様からいただいた注文に対し<u>、</u>当社が自己で直接の相手となる売買は行わず、すべて委託注文として取り次ぎます。

(1)上場株券等

当社においては、最良の取引の条件として最も有利な価格で執行すること以外のお客様の利益となる事項を主として考慮するため、お客様からいただいた上場株券等に係る注文はすべて国内の金融商品取引所市場に取り次ぐこととし、PTS (私設取引システム)への取次ぎを含む取引所外売買の取扱いは行いません。

- ①お客様から委託注文を受託<u>いたしましたら</u>、速やかに国内の当該銘柄が上場している金融商品取引所市場に取り次ぐことといたします。なお、金融商品取引所市場の売買立会時間外に受注した委託注文については、売買立会が再開された後に金融商品取引所市場に取り次ぐことといたします。
- ②①において、委託注文の金融商品取引所市場への 取次ぎは、次のとおり行います。
 - (a) (現行どおり)
 - (b) 複数の金融商品取引所市場に上場(重複上場)されている場合には、執行時点において、株式会社QUICKの情報端末(当社の本支店の店頭で御覧いただけます)において対象銘柄の証券コードを入力して検索した際に最初に株価情報が表示される金融商品取引所市場(当該市場は、同社所定の計算方法により一定期間において最も売買高が多いとして選定されたものです。)に取り次ぐことといたします。

なお、その具体的な選定内容については、当

- 1. 対象となる有価証券
 - (1)国内の金融商品取引所市場に上場されている 株券、新株予約権付社債券、ETF(<u>株価指数連動型投資信託受益証券</u>)及びREIT(不動産投資 信託の投資証券)等で、金融商品取引法施行令 第16条の6に規定される「上場株券等」
 - (2) (省 略)
- 2. 最良の取引条件で執行するための方法

当社は、お客様からいただいた注文に対し当社が自己で直接の相手となる売買は行わず、すべて委託注文として取り次ぎます。

(1)上場株券等

当社においては、お客様からいただいた上場株 券等に係る注文はすべて国内の金融商品取引所 市場に取り次ぐこととし、PTSへの取次ぎを含む 取引所外売買の取扱いは行いません。

ただし、取引所金融商品市場での執行以外の方法による執行の方が合理性が高いと考えられる場合には、お客様の合意のもとに取引所金融商品市場での執行以外の方法による執行を選択する場合がございます。

- ①お客様から委託注文を受託<u>しましたら</u>、速やかに国内の当該銘柄が上場している金融商品取引所市場に取り次ぐことといたします。なお、金融商品取引所市場の売買立会時間外に受注した委託注文については、売買立会が再開された後に金融商品取引所市場に取り次ぐことといたします。
- ②①において、委託注文の金融商品取引所市場へ の取次ぎは、次のとおり行います。
 - (a) (省 略)
- (b) 複数の金融商品取引所市場に上場(重複上場)されている場合には、執行時点において、株式会社QUICKの情報端末(当社の本支店の店頭で御覧いただけます)において対象銘柄の証券コードを入力して検索した際に最初に株価情報が表示される金融商品取引所市場(当該市場は、同社所定の計算方法により一定期間において最も売買高が多いとして選定されたものです。)に取り次ぐことといたします。

なお、その具体的な選定内容については、

社にお問合せいただければお伝えいたします。

- (c) (現行どおり)
- (2)取扱有価証券 (フェニックス銘柄)

当社では、基本的に取扱有価証券(フェニックス銘柄)の注文はお受けしておりません。

ただし、お客様から売却注文をいただいた場合には、当該注文を当該銘柄の投資勧誘を行っている金融商品取引業者に取り次ぎます。

当該銘柄の投資勧誘を行っている金融商品取引業者が1社である場合には当該金融商品取引業者へ、複数ある場合には、取次ぎを行おうとする時点の直近において当該各金融商品取引業者が提示している気配のうち、お客様にとって最も有利と考えられる気配を提示している金融商品取引業者に取り次ぎます。

なお、銘柄によっては注文をお受けできないことがあります。

3. 当該方法を選択する理由

(1)上場株券等

金融商品取引所市場は多くの投資家の需要が集中しており、取引所外売買と比較すると、流動性、 約定可能性、取引のスピード等の面で優れている と考えられ、ここで執行することがお客様にとっ て最も合理的であると判断されるからです。

また、複数の金融商品取引所市場に上場されている場合には、その中で最も流動性の高い金融商品取引所市場において執行することが、お客様にとって最も合理的であると判断されるからです。

なお、PTSを含め複数の取引所金融商品市場等から 最良気配を比較し、より価格を重視することはお客様にとって最良の執行となり得ると考えられます。 当社でこのような執行をするためには新しいシステムの導入や新たな運営費用が発生することになりますが、社内で検討した結果、PTSへの取次ぎを含む取引所外売買の取扱いを行うことにより、お客様にお支払いいただく手数料等の値上げが必要と考えています。

新しいシステムの導入や新たな運営費用について 精査した結果、お客様にとっては、複数の取引所金 融商品市場等から最良気配を比較することによる価 格改善効果よりも、手数料等の値上げによる影響が 大きいと考えられるため、PTSへの取次ぎを含む取引 所外売買の取扱いをせず、国内の金融商品取引所市 場に取り次ぐことが最も合理的であると判断いたし ました。

(2)取扱有価証券(フェニックス銘柄)(現行どおり)

4. その他

(1)次に掲げる取引については、<u>2.</u>に掲げる方法によらず、それぞれ次に掲げる方法により執行いたします。

①~⑥ (現行どおり)

(2) (現行どおり)

当社にお問合せいただければ<u>お伝えしま</u> す。

(c) (省 略)

(2) 取扱有価証券 (フェニックス銘柄)

当社では、基本的に取扱有価証券(フェニックス銘柄)の注文はお受けしておりません。

ただし、お客様から売却注文をいただいた場合には、当該注文を<u></u>当該銘柄の投資勧誘を行っている金融商品取引業者に取り次ぎます。

当該銘柄の投資勧誘を行っている金融商品取 引業者が1社である場合には当該金融商品取引 業者へ、複数ある場合には、取次ぎを行おうと する時点の直近において当該各金融商品取引業 者が提示している気配のうち、お客様にとって 最も有利と考えられる気配を提示している金融 商品取引業者に取り次ぎます。

なお、銘柄によっては、注文をお受けできないことがあります。

3. 当該方法を選択する理由

(1)上場株券等

金融商品取引所市場は多くの投資家の需要が 集中しており、取引所外売買と比較すると、流動 性、約定可能性、取引のスピード等の面で優れて いると考えられ、ここで執行することがお客様に とって最も合理的であると判断されるからです。

また、複数の金融商品取引所市場に上場されている場合には、その中で最も流動性の高い金融商品取引所市場において執行することが、お客様にとって最も合理的であると判断されるからです。

(2)取扱有価証券 (フェニックス銘柄) (省 略)

4. その他

(1)次に掲げる取引については、2.に掲げる方法によらず、それぞれ次に掲げる方法により執行いたします。

①~⑥ (省 略)

(2) (省 略)

最良執行義務は、価格のみならず、例えば、 コスト、スピード、執行の確実性等さまざま な要素を総合的に勘案して執行する義務とな ります。したがって、価格のみに着目して事 後的に最良でなかったとしても、それのみを もって最良執行義務の違反には必ずしもなら ないことをご理解ください。

附 則

この改正は、2023年12月25日から施行する

最良執行義務は、価格のみならず、例えば、コスト、スピード、執行の確実性等さまざまな要素を総合的に勘案して執行する義務となります。したがって、価格のみに着目して事後的に最良でなかったとしても、それのみをもって最良執行義務の違反には必ずしもならないことをご理解下さい。